

議 第 63 号

平成26年 2 月 21 日提出

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和48年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市学校給食飽田共同調理場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提出理由）

飽田共同調理場を廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。